

坂東市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づき、監査を
執行したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成29年9月1日

坂東市監査委員	飯田	修
同	渡辺	昇

平成 2 9 年度

財政援助団体等監査結果報告書

坂 東 市 監 査 委 員

平成29年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査執行者

坂東市代表監査委員 飯田 修

2 監査の実施日

平成29年8月10日

3 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づく監査

4 監査の対象団体

補助金等交付団体

公益社団法人 坂東市シルバー人材センター

(所管課：保健福祉部 介護福祉課)

5 監査の範囲

平成28年度に交付した補助金等（高年齢者労働能力活用事業費補助金）の出納及び関係事務の執行について

6 監査の方法

あらかじめ公益社団法人坂東市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）及び所管課である保健福祉部介護福祉課から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他の関係諸帳簿の提出を求め審査するとともに、シルバー人材センター及び所管課職員の説明を徴取し、補助事業が目的達成のために適正に運営されているか、会計経理事務が適正に執行されているか確認を行った。

7 監査の概要

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に

基づき設置されている。

その目的は、坂東市に居住する定年退職者等の高齢者に「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供し、その就業を援助して社会参加と健康で生きがいのある生活の実現、地域社会の福祉の向上及び活性化に貢献しようとするものである。

(1) 公益社団法人 坂東市シルバー人材センターの概要

① 事業実績（平成 28 年度末）

・ 会員数	総数 519 人（男 339 人・女 180 人）
・ 受注金額	253,685,551 円
・ 受託件数	3,066 件
・ 就業延人員	50,942 人
・ 就業実人員	406 人
・ 就業率	78.2%
・ 補助金収入	市補助金 10,890,000 円 国補助金 9,431,000 円

② 役員構成

・ 理事会	17 名 (理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 12 名、監事 2 名)
-------	--

③ 事務局体制 6 名

(事務局長 1 名、係長 1 名、主幹 3 名、嘱託 1 名)

④ 沿革

・ 昭和 63 年	岩井市シルバー人材センター	設立
・ 平成 14 年	猿島町シルバー人材センター	設立

- ・平成 17 年 坂東市シルバー人材センター 統合
- ・平成 18 年 (社)坂東市シルバー人材センター 社団法人設立
- ・平成 24 年 (公社)坂東市シルバー人材センター 公益社団法人移行

(2) 事業実施重点項目

① 会員の入会促進

- ・入会を促進する広報活動の実施
- ・入会希望者に対する説明会の開催

② 受注開拓と就業機会の拡大

- ・広報活動と関連機関との連携の促進
- ・より多くの会員が就業できる組織づくり
- ・能力開発のための研修、講習会の開催

③ シルバー派遣事業の取り組み

- ・派遣事業の推進
- ・適正就業の観点からの切り替えの検討（請負から派遣へ）
- ・新規派遣就業先の獲得

④ 適正就業の取り組み

- ・就業基準の遵守
- ・会員への安全配慮
- ・派遣事業等を含む適正就業の促進

⑤ 安全就業の推進

- ・安全適正就業委員等による定期巡回指導の実施
- ・安全適正就業委員会の開催と事故予防講習会の開催
- ・安全、健康についての啓発活動の実施
- ・健康維持のための情報提供

⑥ 組織体制の強化と健全財政の確保

- ・各種研修会への職員派遣
- ・事務事業の簡素化、効率化により健全財政化の促進

8 監査の結果

職員の説明聴取及び監査資料に基づき諸帳簿を監査した結果、補助事業は目的達成のため適正に運営され、事務処理も適切に処理されており、適正であると認める。

今回の監査を踏まえ、監査委員として次の意見を述べる。

① 会員数、会費について

登録会員は、設立以来平成28年度がピークとなり総数519名を数えている。しかし、会員全体の平均年齢が上がっていることが危惧される。社会的な定年制の延長や再雇用制度等も有り、入会時点で高年齢になっている背景が伺える。

今後も様々な機会を通じてシルバー人材センターのPRを行い、会員拡大に向けた活動の継続を願いたい。

会員年会費については、統合当時の1,200円のままで据え置きということもあり、配分金を含め今後の重要な課題になると思われるが、会費の改訂等を検討する場合は、その妥当性や、他市の状況等を十分考慮の上、行っていただきたい。

② 補助金について

国庫補助金と市補助金の兼合い、事業活動における年度収支のバランス等を考慮し、坂東市補助金等交付規則により年間10,890千円を市補助金として援助している。この補助金は、シルバー人材センターの事業運営に、なくてはならないものとなっている。

配分金を含め事業活動に支障が出ないように運営していくことは大変であるが、今後、受注件数や会員数に大きな状況変化があった場合、シルバー人材センターの活動に多大な影響を与えることが予想される。

引き続き、円滑な事業運営に努められるとともに、補助金要望は的確な見通しと事業計画に基づく積算をもとに行われたい。

③ 事務処理について

関係書類は良好に整理されており、計数も正確である。しかし、一部の会計書類に内容の分かりづらいものが見受けられた。書類等作成にあたっては、作成担当以外の者が見た場合でも内容がはっきり分かることが大切とされている。作成から時間が経過した場合などで理由が不明となる場合も想定されるため、必要に応じ内訳明細や理由書の添付、又はメモ書き等の記入を検討されたい。